



明治大学校友会 西東京市地域支部

第 16 回 2020 年度 定時総会

(書面開催)

<資 料>

2020年5月30日 書面開催

2019年度 事業報告

(2019年4月1日~2020年3月31日)

1. 会議関係

- 1) 第15回総会 5月25日(土)(於) コール田無、29名(25名)
- 2) 役員・委員会 : 11回開催(1月を除く毎月第1土曜日)
於) コール田無、延べ132名
- ①4/6(10名)、②5/11(10名)、③6/2(13名)、④7/13(10名)、⑤8/3(17名)、
⑥9/7(15名)、⑦10/14(11名)、⑧11/2(12名)、⑨12/14(11名)、⑩2/1(13名)
⑪3/7(書面開催) 4/12 臨時役員会(10名)

2. 支部主催行事

行事	開催日	場所	参加者数
1) 観桜会	3月31日(日)	小金井公園	15名(15名)
2) 総会后懇親会	5月25日(土)	コール田無	29名(25名)
3) 暑気払い	8月3日(土)	日本海庄や	22名(初開催)
4) BBQ 懇親会	10月19日(土)	いこいの森公園	24名(28名)
5) 第19回市民まつり	11月9・10日(土、日)	いこいの森公園	約60名(来訪記帳者16名)
6) 新入会員歓迎兼忘年会	12月14日(土)	酒膳よさく	17名(15名)
7) 新春交流会(新年会)	2月8日(土)	中華料理「墨花居」	25名(23名)

※()内数値は前年度の実績参加人員

3. 同好会活動

1) 第2回「明女会」	4月14日(日)	田無「チッポラ」	8名(5名)
2) 春のハイキング会	4月21日(日)	東京都-檜原村	9名(3名)
3) 秋のハイキング会	9月29日(日)	青梅市-御岳山	11名(11名)
4) 秋のゴルフ会	10月8日(月)	高根CC	4名(3名)
※春のゴルフは中止			
5) 両国の街歩き	2月15日(土)	両国・安美	10名(初開催)
6) カラオケ会			年3回(年8回)

※()内数値は前年度の実績参加人員

4. 会報発行

年4回発行(25号-4/6、26号-7/13、27号-9/7、28号-1/1)

※2020年度の会報第29号(4/11)はコロナウイルス感染拡大で総会中止となったため、印刷発行を見合わせホームページへの掲載だけとした。

5. 校友会本部、北部支部関係

1) 校友会本部

- (ア)「地域支部長、代議員総会：懇親会」7月28日(日)(於)駿河台キャンパス
- (イ)「第55回全国校友千葉大会」10月5日、6日(土、日)(於)幕張メッセ

2) 東京都北部支部

- (ア)「定例役員会」偶数月第4火曜日(於)駿河台「紫紺館」当支部担当役員5名
- (イ)「北部支部総会&懇親会」6月8日(土)(於)北区・北とぴあ
- (ウ) 明大こまちの会 9月6日(金)(於)練馬区ココネリホール
- (エ)「ALL 明治大信念会」2020年2月28日(金)(於)駿河台「紫紺館」(中止)

6. 近隣「地域支部」との交流：省略(ホームページ上に掲載)

2019年度決算報告

2019年4月1日～2020年3月31日

(単位:円)

収入の部			支出の部		
科目	金額	内容	科目	金額	内容
前年度繰越金	1,532		総会・懇親会費用	128,675	総会34人・懇親会38人
年会費	176,000	3,000×57人 1,000×5人	バーベキュー大会費用	73,430	24人
総会・懇親会会費	124,000	4,000×31人	市民まつり費用	65,519	テント使用料等
バーベキュー大会会費	88,000	4,000×22人	新人会員歓迎会費用	68,000	17人(内新会員3人)
新人会員歓迎会会費	56,000	4,000×14人	新春交流会費用	73,668	25人
新春交流会会費	100,000	4,000×25人	明女会補助	8,000	
雑収入	65,609	祝金等	会報発行費	27,904	
寄付金	58,025		ホームページ費	43,486	
〃	18,400	切手・はがき	通信費	28,713	会報郵送代等
			振込手数料	5,500	年会費振込等
			消耗品・印刷費	15,557	
			渉外費	40,000	他地域支部祝金等
			会議費	6,400	会議室使用料
			雑費	1,300	
合計	687,566		合計	586,152	

次年度繰越金 101,414 円

2020年5月16日

提出された決算書類について監査した結果、適法且つ正確であることを認め、報告します。

監査 小垣原 郁子

監査 垂水 正紀



2020年度 事業計画

(2020年4月1日～2021年3月31日)

2019年度に引き続き、明治大学で学んだ絆と共に、会員相互の明るく、仲良く、楽しい交流を継続するため風通しの良い組織運営を維持し、全員野球による更なる会の発展を目指す。

新型コロナウイルス感染症拡大対策を踏まえた会の運営を行う。この目的のために次の取り組みを行う。

1. 委員会制度による実務分担

① 総務委員会

- ・会則の見直し、会の行事や運営全体に係わる事柄についての実務
- ・西東京紫紺会のブルゾン製作

② 広報委員会

会報を年4回(4月・7月・10月・1月)発行、及びホームページの維持管理
会報については必要に応じて臨時増刊号を発行

③ イベント企画委員会 <従来のレクリエーション委員会を改組>

- ・紫紺会の主要イベントの企画・運営
- ・新規催し物の企画・検討・試行に加え、地域での社会貢献活動を企画
年間を通して責任者2名(+補助委員1名)が中心になって協力担当者を指名し、委員作成の工程表に従って実務を実行。但し、総会については全員で当る。

④ 会員増強委員会

- ・既存メンバーとのコミュニケーション強化(地区担当者の働きを期待)
- ・新規会員加入への企画・取り組み・会の行事を活用(校友会行事、明女会、友人ネットワーク)、過去資料の活用、委員会委員・地区担当者による個別訪問等を併用した会員増強実務

2. 地域での社会貢献活動

必要であれば委員会の枠を超えて検討

3. 西東京市地域支部の呼称

西東京市地域支部の正式名称を維持したまま、「西東京紫紺会」の愛称を継続して併用。
但し、会報の名称については「明大校友会西東京だより」を継続

4. 行事

① 会の行事(総務委員会担当)

総会(書面開催)(5月)、新入会員歓迎会兼忘年会(12月)、新春交流会(2月)

② 紫紺主要イベント(企画委員会担当)

暑気払い(8月)、バーベキュー懇親会(10月)、花見の会(3月)

いずれも年間を通して責任者2名(+補助委員1名)が中心になって協力担当者を指名し、委員作成の工程表に従って実務を実行。但し、総会については全員で当る。

5. 同好会活動

従来のカラオケ、ゴルフ、ハイキング、スポーツ観戦同好会は委員会の管理を外れ自主的活動に移行。明女会も同様。但し、開催案内と結果だけは会報等に掲載するため、代表が広報委員に報告する。参加費の内部収支は、各同好会の代表が責任を持って管理する。

6. 北部支部内の6地域支部等、及び西東京市内の他大学校友会との交流

それぞれの連絡責任者2名（+ 補助委員1名）による情報交換と直接的交流を活発化

7. 役員・委員の打合せ・意見交換会

役員会は偶数月、合同委員会は奇数月の原則毎月第一土曜日の午後13.30～15.30。

委員会はそれぞれ随時に会合を開き意見交換を行い、全体の合同委員会は他の委員会等との調整の場とする。HP、電子メール等による連絡で、一般会員の参加も歓迎する。

伝染病拡大などで長期に会議が開けない場合は、議案書を電子メールで役員に送り、その賛否や意見を判断して事案の方向を定める。

以上

第2号議案

2020年度予算(案)					
2020年4月1日～2021年3月31日					
(単位:円)					
収入の部			支出の部		
科目	金額	内容	科目	金額	内容
前年度繰越金	101,414		総会・懇親会費用	0	コロナ禍に伴い総会中止
年会費	191,000	3,000×62人 1,000×5人	バーベキュー大会費用	80,000	食材等
総会・懇親会会費	0	コロナ禍に伴い総会中止	市民まつり費用	0	コロナ禍に伴い中止
バーベキュー大会会費	80,000	4,000×20人	新人会員歓迎会費用	80,000	新入会員は招待
新人会員歓迎会会費	60,000	4,000×15人	新春交流会費用	100,000	
新春交流会会費	100,000	4,000×25人	明女会補助	10,000	
雑収入	1,000	総会中止により祝金収入なし	会報発行費	40,000	
寄付金	10,000	ポスト貯金箱他	ホームページ費	30,000	
			通信費	40,000	会報郵送代等
			振込手数料	10,000	年会費振込等
			消耗品・印刷費	20,000	
			渉外費	40,000	他地域支部祝金等
			会議費	15,000	会議室使用料
			雑費	10,000	駐車場代等
			予備費	68,414	
合計	543,414		合計	543,414	

以上、提案します。

2020年5月30日

明治大学校友会西東京市地域支部 支部長 濱田 豊

明治大学校友会 西東京市地域支部 会則改正

2005年7月25日施行

2019年5月25日改訂

2020年5月30日改訂

(第18条の2 下線部分の文言に改訂)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は、明治大学校友会西東京市地域支部とし、愛称を西東京紫紺会とする。

(地位)

第2条 本会は、明治大学校友会会則に規定する地域支部で、東京都北部支部（以下「北部支部」という。）に所属する。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦、交流を図り、併せて地域社会に貢献することを目的とする。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、支部長の住所若しくは支部長が指定する所に置く。

2 本会の事務所には、本会の会則、会員名簿、役員名簿、議事録等を備える。

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本会振興のために必要な事業
- (2) 地域社会に対するPRと貢献
- (3) 会員名簿の整備、会報等の発行
- (4) 明治大学校友会本部の実施する事業並びに北部支部の活動への参加
- (5) その他本会の目的達成のために必要な事業

第2章 会員

(構成員)

第6条 本会の会員は、明治大学（大学院、短期大学を含む）を卒業した者（以下「校友」という。）で西東京市内に居住する者とする。

2 前項に規定する会員が市外に転居した場合に、本人が本会会員の継続を希望し、役員会の承認が得られたときは会員と認める。

3 西東京市以外に居住する校友で、西東京市に勤務地又は事業所等が在る者を本会の特別会員とすることができる。

4 西東京市居住の在学学生を本会の準会員として、本会の活動に参加させることができる。

第3章 役員等

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- | | | |
|-----|------|-----|
| (1) | 支部長 | 1名 |
| (2) | 副支部長 | 若干名 |
| (3) | 幹事長 | 1名 |
| (4) | 会計 | 2名 |
| (5) | 監査委員 | 2名 |
| (6) | 副幹事長 | 若干名 |
| (7) | 幹事 | 若干名 |

(選任)

第8条 支部長、副支部長、幹事長、会計、監査委員は、会員のうちから会員総会（以下「総会」という）で選任することとし、その候補者は、立候補又は支部長、副支部長及び支部長指名の役員で構成する役員候補者推薦委員会が推薦する者とする。

2 副幹事長、幹事は、支部長が指名し、総会に報告するものとする。

(任期)

第9条 役員の任期は、2年とする。但し再任を妨げない。

2 支部長、幹事長及び会計は、通算して2期を超えて在任することはできない。

3 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行う。

4 欠員補充のために選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び相談役)

第10条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、支部長が委嘱する。

3 顧問及び相談役は、重要な事項について支部長の諮問に応える。

4 任期については、役員の任期に準ずる。

(役員の職務)

第11条 支部長は、本会会務を総理し、本会を代表する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長事故ある時はその職務を代行し、欠員の時はその職務を行う。

3 会計は、会費等の収納及び財務に関する事項を行う。

4 監査委員は、本会の会計、財務状況並びに会務執行状況を監査する。

5 幹事長及び副幹事長は、支部長の指示に従い本会運営にあたる。

6 幹事は、支部長の指示により本会の職務を分担する。

第4章 会議

(総会)

第12条 本会は、毎年1回定時総会を毎事業年度の終了後3ヵ月以内に開催する。但し、必要ある場合は、臨時に総会を開催することができる。

2 支部長は、総会開催日より2週間前までに、付議事項を記載した文書により、会員及び特別会員に総会の開催を通知するものとする。

3 総会は、支部長が招集し、議長となる。

4 総会の議事は、総会出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(役員会)

第13条 役員会は、本会の事業運営に関する事項並びに総会への付議事項を協議する。

2 役員会は、支部長が招集し、議長となる。

3 役員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(委員会)

第14条 本会は、必要に応じて、役員会の議を経て委員会を設けることができる。

2 委員は、支部長が委嘱する。

第5章 事業年度、会計等

(事業年度)

第15条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(年会費)

第16条 会員及び特別会員は、年会費3,000円を納入するものとする。

2 事業年度の途中に入会した会員の会費は、役員会の議を経て決定した額を納入するものとする。

3 退会した会員の既納の会費は、返還しない。

(経費)

第17条 本会の経費は、年会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(事業計画及び予算、決算)

第18条 支部長は、翌年度の事業計画及び予算書を作成し、総会の承認を得なければならない。

2 会計は、決算原案を作成し、4月末日までに支部長に提出しなければならない。

3 監査委員は、監査報告書を作成し、総会までに支部長に提出しなければならない。

4 支部長は、決算及び監査報告書を総会の審査に付し、承認を得なければならない。

5 支部長は、総会の結果について、総会終了後直ちに北部支部支部長に報告するものとする。

第6章 その他

(賞罰)

第19条 支部長は、本会のために特に功労のあった会員を、総会の同意を得て表彰することができる。

2 支部長は、総会出席者の3分の2以上の同意により、本会の名誉を著しく汚す行為のあった者の会員資格を停止することができる。

(変更の届出)

第20条 会員は、住所、氏名等を変更した時は、遅滞なく本会に届け出るものとする。

(会則の変更)

第21条 本会則の改正は、総会出席者の3分の2以上の同意により決し、北部支部支部長に報告するものとする。

(解散)

第22条 本会は、当該会員総数の3分の1以上が出席し、その4分の3以上の同意によ

り解散する。

2 前項による解散が完了した時は、支部長は解散に関する総会の議事録を添えて北部支部支部長に届けるものとする。

(規定の解釈)

第23条 この会則に定めない事項については、役員会で協議し支部長が決定する。

附 則

この会則は、2005年7月25日より施行する。

この会則は、2019年5月25日に改訂・施行する。

この会則は、2020年5月30日に改訂・施行する。

2020年3月31日

県単位支部長・幹事長 各位

明治大学校友会
会長 北野 大

**新型コロナウイルス感染症の影響による
県単位支部総会開催の延期・中止に係る取り扱いについて**

新型コロナウイルス感染症の影響により、県単位支部総会（以下、支部総会）開催を延期・中止する場合の取り扱いについて、下記のとおりお知らせいたします。

記

【支部総会の開催判断について】

- ・これまで同様「支部によるご判断」をお願いいたしますが、校友の皆様の安全・安心を第一とし、延期または中止も含めてご検討ください。
- ・開催案内発送作業の都合上、支部総会開催日の1ヶ月半（6週間）前までに、予定通り開催されるか延期・中止されるかをご判断ください。
- ・開催する場合は予定通り本部役員が校友会代表者として出席させていただく予定です。

【支部総会を延期・中止した場合の費用助成について】

（開催案内）

- ・開催を中止した場合、中止案内の発送に対して所定の費用を助成いたします。
- ・開催延期・中止に伴う追加費用（再印刷・封入代等）が発生した場合、費用の50%を本部予算から助成いたします。
- ・追加費用に対する助成は一度に限ります。

（支部総会会場）

- ・開催延期・中止に伴う追加費用（キャンセル代等）が発生した場合、費用の50%（上限10万円）を本部予算から助成いたします。
- ・追加費用に対する助成は一度に限ります。

【支部総会を中止した場合の議事の取り扱いについて】

- ・予決算及び事業計画等は、支部役員会の決議をもって決定してよいことといたします。
- ・支部役員会を開催できない場合、支部役員による書面決議でもよいことといたします。
- ・決定した予決算及び事業計画等を中止案内に同封し、支部会員に対する報告としてよいことといたします。
- ・地域支部総会も同様の取り扱いといたしますので、所管の地域支部へご通知ください。

以上

【問い合わせ】

明治大学 大学支援部 校友連携事務室（校友会本部事務局）鈴木
TEL：03-3296-4723 FAX：03-3296-4728
MAIL：koyuka@mics.meiji.ac.jp